

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護士奥田保，同粕谷芙美子，同中村治郎の上告趣意のうち，死刑に関して憲法13条，36条違反をいう点は，死刑が憲法のこれらの規定に違反しないことは当裁判所の判例（最高裁昭和22年（れ）第119号同23年3月12日大法廷判決・刑集2巻3号191頁）とするところであるから，理由がなく，その余は，事実誤認，量刑不当の主張であって，適法な上告理由に当たらない。

所論にかんがみ記録を調査しても，刑訴法411条を適用すべきものとは認められない。なお，付言すると，本件各犯行中，強盗殺人，殺人に係る4件の事件は，被告人が，暴力団関係者から要求された金銭を工面するため，以前強姦をしたB（当時15歳）方に赴き，当初は窃盗の目的であったものの，すぐに強盗に転じて，在宅していたBの祖母（当時83歳）の頸部を電気コードで絞め付けて殺害し，その後帰宅したBの母（当時36歳）と父（当時42歳）を順次柳刃包丁で突き刺して殺害した上，現金，預金通帳等を強取し，さらに，犯行の発覚をおそれてBの妹（当時4歳）を同包丁で突き刺して殺害したという事案である。上記各犯行は，動機に酌量の余地がなく，4名の生命を奪ったという結果が極めて重大である上，犯行の態様が冷酷，執ようかつ残虐で，家族を一挙に失い，自らも強盗強姦等の被害に遭ったBの被害感情は非常に厳しく，社会的影響も重大である。以上の点に加え，被告人は，上記強盗の最中，Bを強姦するなどしたほか，傷害，強姦，強姦致傷，恐喝，窃盗を繰り返しているところ，その犯行態様，結果ともに悪質であることなどの情状に照らすと，被告人の罪責は誠に重大であり，本件各犯行当時，被告人が18歳から19歳であったことなどの事情を考慮しても，原判決が維持した第1審判決の死刑の科刑は，やむを得ないものとして当裁判所もこれを是認せざるを得

ない。

よって、同法414条、396条、181条1項ただし書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官飼手義彦 公判出席

(裁判長裁判官 亀山継夫 裁判官 河合伸一 裁判官 福田 博 裁判官 北川
弘治 裁判官 梶谷 玄)